

複雑な住民税計算を豊富な具体例により完全に理解できます

令和元年度版

# 住民税 計算例解

市町村税務研究会／編

A5判・定価(本体2,600円+税)送料350円

※送料は2019年6月時点の料金です。

- ◆ 所得金額や住民税額の計算方法がよくわかる
- ◆ 配偶者控除・配偶者特別控除の改正、住宅ローン控除の拡充など令和元年度版の住民税実務に対応した最新版

## 編集によせてより

住民税は、地方税体系の中でも基本的な地位を占める重要な税であり、また、個人住民税は、平成19年度以後、10%比例税率化により、受益と負担の関係が明確となり、その適正な運用が強く要請されています。

しかしながら、所得金額や住民税額の計算に当たっては、地方税法をはじめ、所得税法、法人税法、租税特別措置法等関係する法令が多く、理解が容易でないことから、その実務的な解説書が必要であると考えています。

本書は、平成31年度分の住民税の税額計算につき必要な部分を書き改める等、その内容の一層の充実に努めたものであり、市町村の税務事務に携わる方のみならず、税理士の方をはじめ多くの方々にも参考となれば幸いです。

令和元年6月

市町村税務研究会

## 1 税額の計算

### 問3 税額の計算

資本金等の額が10億円である甲株式会社の事務所等の所在地、従業員数等の状況は次のとおりである。甲社の申告納付すべき法人の住民税の額を求めよ。

- (1) 事務所等の所在地（事業年度を通じて継続して事務所等を有していたものとする。）

本店 A県a市  
支店 B県b町

- (2) 事業年度  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

- (3) 税率

① A県及びB県  
(均等割 年額 130,000円  
法人税割 4.0%)

② a市  
(均等割 年額 400,000円  
法人税割 9.7%)

③ b町  
(均等割 年額 480,000円  
法人税割 12.1%)

- (4) 期末の従業員数

本店 1,653人  
支店 972人

- (5) 課税標準となる法人税額

5,487,000円

答 2,181,400円

## 個人住民税

## 1 非課税

- 1 均等割、所得割の非課税  
問1 未成年者等に係る非課税  
問2 非課税基準に係る非課税(その1)  
問3 非課税基準に係る非課税(その2)

## 2 税額調整

- 問4 税額調整

## 2 総所得金額等の計算

- 問5 利子所得  
問6 配当所得  
問7 特定支出の控除の特例  
問8 公的年金等控除  
問9 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例  
問10 分離譲渡所得  
問11 分離譲渡所得の特別控除(その1)  
問12 分離譲渡所得の特別控除(その2)  
問13 青色申告特別控除

## 3 基本的な税額計算

## 1 損益通算

- 問14 譲渡所得の内部通算  
問15 損益通算の順序

## 2 損失の繰越控除

- 問16 純損失の繰越控除(青色申告)  
問17 純損失の繰越控除(白色申告)  
問18 雑損失の繰越控除

## 3 所得控除

- 問19 雑損控除  
問20 医療費控除  
問21 生命保険料控除

- 問22 地震保険料控除  
問23 寡婦控除(その1)  
問24 寡婦控除(その2)  
問25 配偶者特別控除  
問26 配偶者控除  
問27 扶養控除  
問28 特定扶養控除  
問29 白色事業専従者控除  
問30 白色事業専従者控除(不動産所得と事業所得がある場合)

## 4 税額控除

- 問31 調整控除  
問32 配当控除の適否  
問33 配当控除の順序  
問34 住宅借入金等特別税額控除(1)  
問35 寄附金税額控除

## 5 山林所得

- 問36 山林所得

## 4 特別な税額計算

## 1 土地建物等の譲渡所得の課税の特例

- 問37 一般の長期譲渡所得  
問38 優良住宅地等に係る長期譲渡所得(全部)  
問39 優良住宅地等に係る長期譲渡所得(一部)  
問40 居住用財産に係る長期譲渡所得  
問41 一般の短期譲渡所得  
問42 一般及び国等に対する譲渡に係る短期譲渡所得  
問43 長期譲渡所得及び短期譲渡所得  
問44 長期譲渡所得及び短期譲渡所得(取用等により代替資産を取得した場合)

## 2 株式等の譲渡所得等の課税の特例

- 問45 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例  
問46 株式等に係る事業所得の所得計算  
問47 株式等に係る譲渡所得の所得計算

## 3 先物取引に係る雑所得等の課税の特例

- 問48 先物取引に係る雑所得等の所得計算

## 4 退職所得の分離課税に係る所得割

- 問49 平成30年1月1日以後の退職所得の分離課税に係る所得割

- 問50 出向期間を含む場合  
問51 前年以前4年以内に退職手当等が支払われた場合  
問52 同一年中に2以上の退職手当等が支払われた場合

## 法人住民税

## 1 税額の計算

## 1 基本的な計算

- 問1 均等割(その1)  
問2 均等割(その2)  
問3 税額の計算  
2 税額控除  
問4 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除  
問5 法人税において繰戻還付を受けた法人の課税標準となる法人税額  
問6 外国税額控除  
3 申告納付  
問7 予定申告(その1)  
問8 予定申告(その2)  
問9 東京都の確定申告

## 4 公益法人

- 問10 公益法人

## 2 分割基準

- 問11 分割基準

## 参考資料

- 1 所得の種類と所得金額の計算方法  
2 所得控除  
3 個人住民税の税率  
4 退職所得に係る道府県民税・市町村民税の特別徴収税額早見表  
5 簡易給与所得表(所得税法別表第5)  
6 公的年金等控除(所得税法第35条)

## 商品に関するご照会・お申し込みは

フリーコール(通話料無料)  
電話受付時間: 平日9時から17時

TEL: 0120-953-431  
FAX: 0120-953-495

Web  
サイト

URL: <https://shop.gyosei.jp>

## ■個人情報の取り扱いについて

【利用目的】 ご注文に関するお客様への連絡、配送、代金の請求及びメール等による商品の案内に利用させていただきます。

【第三者提供】 お預かりした個人情報の第三者への提供はありません。

【委託】 利用目的の範囲内で業務を行うために、個人情報の取扱いを委託する場合があります。

【個人情報提供の任意性】 個人情報の提供はお客様の任意となりますが、商品のお届けなどに誤りが生じないよう、正確にご記入願います。

【開示等の求めに応じる手続】 利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去等をお求めの際は、次の窓口にお問い合わせください。

【個人情報相談窓口】 株式会社ぎょうせい 出版営業部 営業課 電話03-6892-6562 受付時間 平日9時~17時

【個人情報保護管理者】 情報管理担当執行役員



## キリトリ線

上記「個人情報の取り扱いについて」に同意し、下記図書を申し込みます。

年 月 日

## 令和元年度版 住民税計算例解

A5判・定価(本体2,600円+税)送料350円 コード 5181263-00-000 住民税計算令元

部

## 令和元年度版 要説固定資産税 [2019年8月発刊予定]

A5判・定価(本体2,900円+税)送料350円 コード 5181264-00-000 要説固定資産令元

部

## 令和元年度版 要説住民税 [2019年9月発刊予定]

A5判・定価(本体2,700円+税)送料350円 コード 5181265-00-000 要説住民税令元

部

申  
込  
書

お届け先  
ご住所

〒 - 都道府県

(フリガナ)  
お名前

(ご担当部署名:

ご担当者名:

印

TEL

- -

e-mail

@

お得意様No.

(ご存知の場合はご記入ください)  
□□ - □□□□□□□□

支払費

公費

社費

私費

※送料は2019年6月時点の料金です。

●弊社使用欄



株式会社 ぎょうせい

〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11  
TEL: 0120-953-431/FAX: 0120-953-495

URL: <https://shop.gyosei.jp>